

## 《協議会からのお知らせ》

### 新役員(令和3年度~4年度)

協議会規約による役員の任期満了に伴い、会長、相談役と相談の上、各町会自治会から新たに推薦された以下の方を幹事とする、新たな役員会の体制を確認しました(会長、副会長は留任。相談役は各町会自治会長の充て職)。

本来であれば、総会で承認を得るところですが、現下の状況では不特定の方の参加が見込まれる総会の開催は見通しが立たないと判断し、コロナ禍における特別措置として、これをもって新体制とさせていただきます。

皆様には事情をお汲み取りいただき斟酌のほど、よろしくお願いいたします。

(再): 再任 (新) 新任 ※敬称略

会長				
田中 義正 (再) (志茂4丁目)				
相談役				
志茂1丁目	志茂2丁目	志茂3丁目	志茂4丁目	志茂5丁目
渡邊 政志 (再)	齋藤 邦彦 (再)	忍足 良三 (新)	田中 義彦 (新)	酒井 克昌 (新)
副会長				
関谷 良子 (再) (志茂2丁目)				
幹事				
志茂1丁目	志茂2丁目	志茂3丁目	志茂4丁目	志茂5丁目
豊崎 満 (再)	齋藤 昇一 (再)	常山 勝男 (再)	杉森 芳雄 (新)	蓮沼 国雄 (新)
加藤 文男 (再)	藤田 正道 (再)	大澤 昭彦 (新)	富田 好明 (再)	斉藤 澄男 (再)
青柳 澄明 (新)		木戸浦新也 (新)	藤森 永喜 (再)	吉田 健 (新)
		町田佐代子 (新)		

### 記念誌~あゆみ~の作成について

志茂まちづくり協議会は、平成18年の発足から今年で15年目を迎えることとなりました。

事務局から区内他地区での取組みを参考とした提案を受け、コロナ禍の今年度の協議会活動として、これまでの協議会や志茂防災まちづくりの「あゆみ」をまとめた記念誌(全戸配布)を発行することとしました。

紙面作成において、集合方式によらない方法を取りながら、できる限り地域の皆さまから昔の写真などの資料のご提供や、コメント等をお寄せいただきたいと思います。

詳しくは追って、お知らせいたしますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

**事務局  
お問い合わせ先**

北区まちづくり推進課(担当:丸山(た)、梶川)  
電話:03-3908-9154 Fax:03-3908-2244  
E-mail:machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して

# 志茂まちづくりニュース



第56号 令和3年8月

北区ホームページ

検索『志茂地区のまちづくり』

発行:北区まちづくり推進課

## 《協議会からのお知らせ》

### コロナ禍における「志茂まちづくり協議会」の運営について

志茂まちづくり協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、しばらくの間活動を見合わせていました。去る12日には東京に4回目の緊急事態宣言が発令されるなど、感染状況は未だ予断を許さない状況です。

その中で、志茂地区の防災まちづくりを推進するために、参加人数を限定するなど十分な感染防止対策を図ったうえで去る7月16日(金)夜間に役員会を開催し、活動を再開しました。

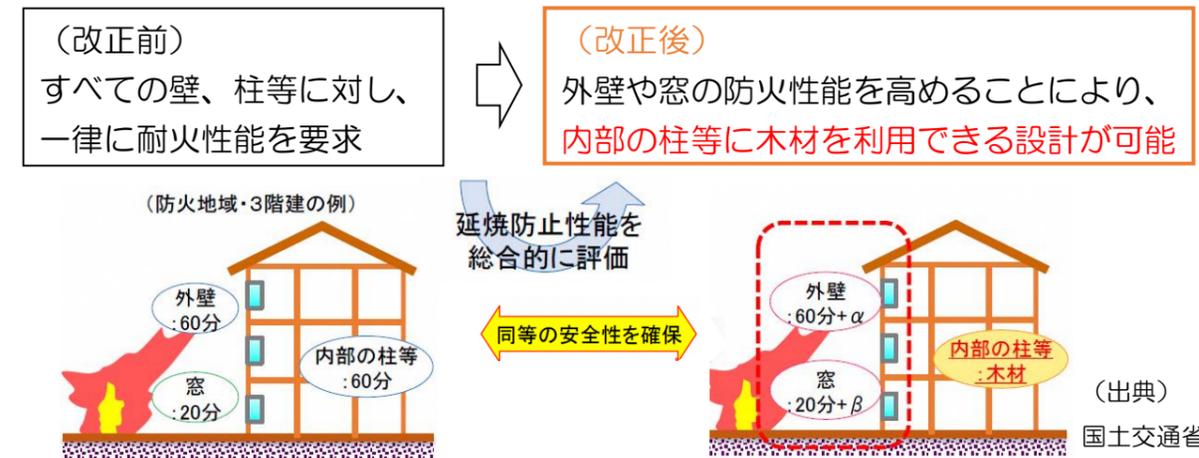
役員会では、コロナ禍における協議会活動と役員人事について協議を行いました(裏面参照)。当面の間、感染状況を踏まえ役員会を中心とした協議会運営になりますが、みなさまにはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 《北区からのお知らせ》建築物の耐火性能要件の緩和

防火地域・準防火地域内の一定規模以上の建物は、すべての壁・柱等に対し、一律に耐火性能を要求していましたが。

建築基準法の改正により、外壁や窓の防火性能を高めることで、内部の柱等に木材を利用できる設計が可能となりました。

延焼防止性能を総合的に評価する仕組みになったため、建築の自由度が広がりました。



# 《 北区からのお知らせ 》

## 主要生活道路の拡幅整備に関する補償内容

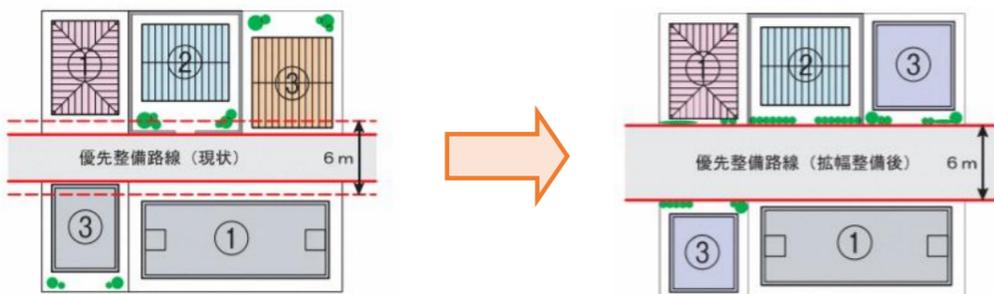
志茂地区では、災害時における緊急車両の通行を確保し、地域の避難路やミ二延焼遮断帯を形成するため、主要生活道路の拡幅整備を、沿道の皆様にご協力いただき進めております。

この度、一層の道路拡幅の推進に向け、優先整備路線に加え、優先整備箇所の補償も拡充しました。

主要生活道路沿道（優先整備路線及び優先整備箇所、右図参照）に土地・建物を所有し、拡幅整備にご協力いただける方は裏面の事務局・お問い合わせ先にご連絡ください。



### ○主要生活道路（優先整備路線、優先整備箇所）の整備の進め方



### ○拡幅整備にご協力いただける場合の補償内容について

① 敷地前面の空地に 主要生活道路拡幅線にかかる場合	拡幅用地を区が取得します。
② 門や塀が 主要生活道路拡幅線にかかる場合	拡幅用地を区が取得し、併せて門、塀などの補償をします。生垣にする場合は、生垣造成助成も活用できます。
③ 建物が 主要生活道路拡幅線にかかる場合	建て替えに併せて拡幅用地を取得します。既存建物への補償が行われる場合もあります。（建物の老朽度などにより補償額は異なります。）

## 志茂二丁目児童遊園の紹介

令和3年2月に開園した、志茂二丁目児童遊園（ゆいひろば）に設置した防災施設についてご紹介いたします。

### ○かまどベンチ

座面を取り外すとかまどに早変わりします。

大人2人で組み立てができ、災害時の炊き出しに活用できます。

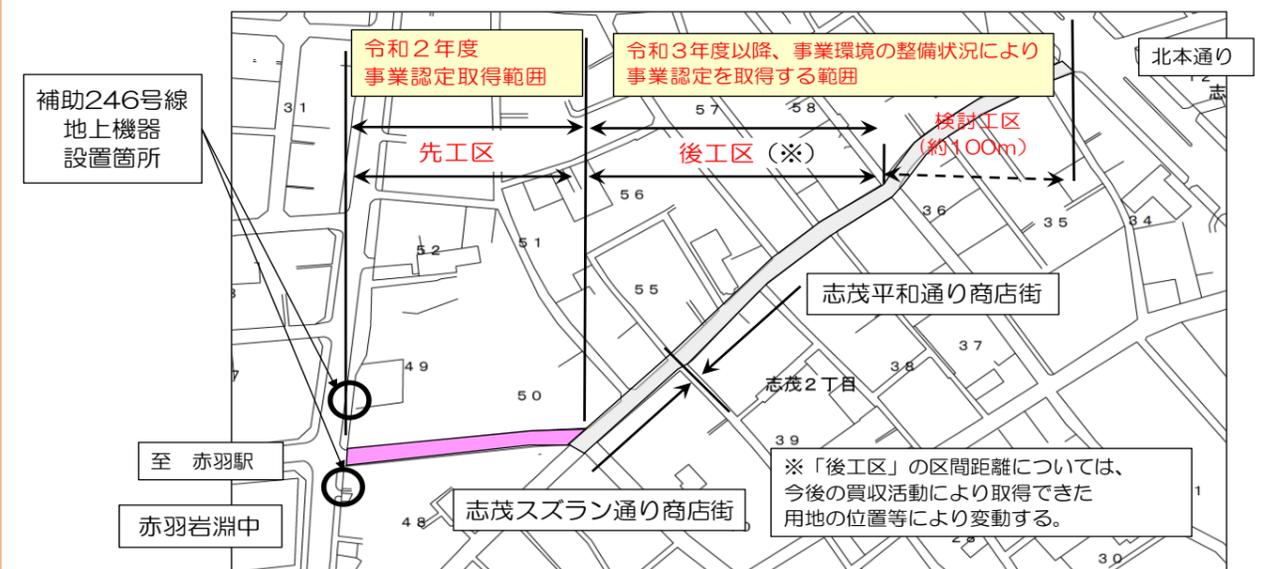


### ○災害用公園灯

太陽光を電気エネルギーに変換して蓄電池に蓄えるため、災害時に電力供給が停止しても照明が点灯します。



## 無電柱化事業の進捗



今年度は上図の「先工区」の設計を進めて参ります。

同時に、無電柱化を進めるうえで沿道・近接の土地を探しています。区に土地の売却等をご検討頂ける方がいましたら、担当まで、ご連絡をお願いします。